

週刊WEB

企業 経営

MAGA
ZINE

Vol.673 2020.5.12

ネットジャーナル

Weekly エコノミスト・レター 2020年5月1日

プラチナはどうとう金の半値以下に

～コロナショックがダメ押し

経済・金融フラッシュ 2020年5月7日

【東南アジア経済】

ASEANの貿易統計（5月号）

～3月の輸出はコロナ禍も電子製品と
金の出荷拡大を支えに微減に止まる

経営 TOPICS

統計調査資料

労働力調査（基本集計）
(2020年(令和2年)3月分)

経営情報レポート

中小企業・小規模事業者の資金繰り改善
新型コロナウイルス影響下における金融支援策

経営データベース

ジャンル：労務管理 > サブジャンル：会社と従業員の関係
従業員持株制度とは
労働契約の内容と意義

本誌掲載記事の無断転載を禁じます。

発行：税理士法人 常陽経営

ネット
ジャーナル

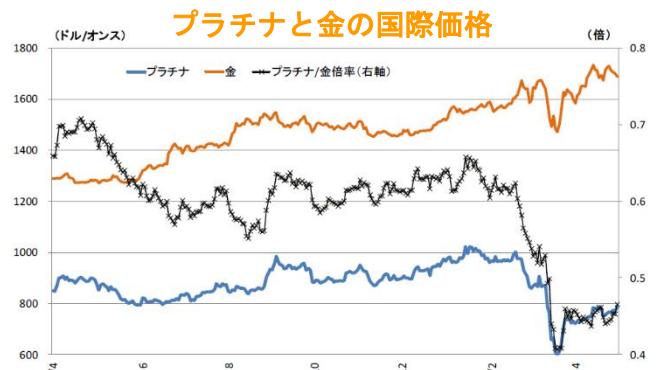
プラチナはどうとう金の半値以下に ～コロナショックがダメ押し

ニッセイ基礎研究所

- 1** プラチナ価格が金価格の半分以下に落ち込んでいる。4月末のプラチナ価格は1オンス786ドルと金価格（1688ドル）の0.47倍に低下している。

もともと両者の差は拡大傾向にあり、2月上旬のプラチナ価格は金の0.6倍強まで下がっていたが、下旬には0.5倍を割り込んだ。新型コロナの拡大に伴って、安全資産である金の価格が上昇した一方で、プラチナ価格は「主用途であるディーゼル車向け需要の減少」、「南アランドの下落」を受けて急落した。

ちなみに、リーマンショックの際にも、プラチナ価格は急落している。



(注) スポット価格
(資料) bloomberg

- 2** プラチナも金も貴金属で実物資産であるという点では共通しているが、世界の景気変動に対する価格の反応は大きく異なっている。

世界経済が悪化する局面において金は上昇しやすい一方で、プラチナは下落しやすい。従って、危機への備えとして金

は有効だが、プラチナの有効性は低いということになる。また、資産運用における分散効果やヘッジ効果についても同様だ。金は株安局面で上昇することで、株安による損失を補填する効果が期待できるが、株価との連動性が強いプラチナにはそうした効果は期待できない。

- 3** 今後、新型コロナが収束に向かうのであれば、自動車生産の回復に伴って、プラチナ価格も持ち直し、金価格の半値を一旦回復することも視野に入る。

ただし、プラチナには新型コロナ拡大の前から「ディーゼル車離れ」という構造的な需要減少圧力が存在していた点には注意が必要だ。

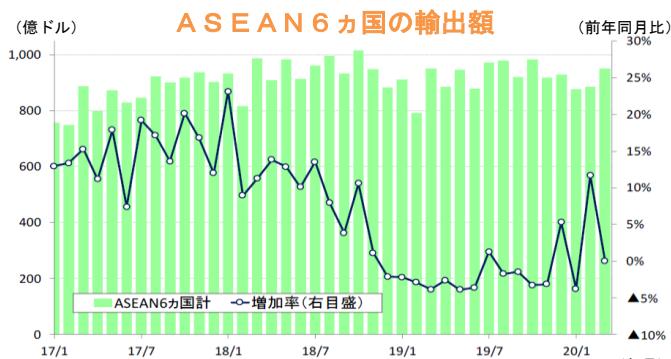
排ガス不正問題を背景として、ディーゼル車の欧州市場でのシェアは急低下が続いてきたため、新型コロナが収束した後も、プラチナ価格にはディーゼル車離れという重荷が残り続けるだろう。

将来的に、新たな大口の用途が生まれることで大化けする可能性を否定することはできないが、その実現が見えない段階では、プラチナ価格が大きく持ち直し、金との価格差を大きく埋める展開は想定しづらい。

ネット
ジャーナル

【東南アジア経済】 ASEANの貿易統計（5月号） ～3月の輸出はコロナ禍も電子製品と 金の出荷拡大を支えに微減に止まる

1 20年3月のASEAN主要6カ国の輸出（ドル建て、通関ベース）は前年同月比0.0%減（前月：同11.7%増）と大きく低下し、2カ月ぶりに減少した。輸出の伸び率は、今年1-2月に中華圏の旧正月の連休時期のずれの影響で大きく変動した後、3月は微減に止まったため、昨年から続く減少傾向に歯止めが掛かりつつあるように見える。しかし、足元の輸出は電子製品や非貨幣用金の出荷増が下支えているとはいえ、新型コロナウイルスの感染拡大を背景とする世界的な需要減退やサプライチェーンの混乱、国内外の活動制限措置により急減した国が出始めている。欧米や東南アジア諸国が活動制限措置を取ったのは3月中旬以降であり、4月の輸出は一段の悪化が避けられないだろう。ASEAN6カ国の仕向け地別の輸出動向を見ると、3月は北米向け（同11.2%増）二桁増を維持したものの、EU向け（同8.7%減）が再び減少、東南アジア向け（同0.3%増）と東アジア向け（同0.6%増）が鈍化した。



※シンガポールの輸出額はN O D X（石油と再輸出除く）。

（資料）CEIC

タイの20年3月の輸出額（ドル建て、通関ベース）は前年同月比4.2%増（前月：同4.5%減）と上昇した。輸出は昨年減少傾向が続いたが、年末から持ち直しの動きがみられる。

ベトナムの20年3月の輸出額（ドル建て、通関ベース）は前年同月比6.0%増（前月：同50.3%増）と低下した。

マレーシアの20年3月の輸出額（ドル建て、通関ベース）は前年同月比9.5%減（前月：同9.5%増）と大きく低下、2カ月ぶりに減少した。

インドネシアの20年3月の輸出額（ドル建て、通関ベース）は前年同月比0.2%減（前月：同12.0%増）と低下した。

シンガポールの20年3月の輸出額（石油と再輸出除く、ドル建て、通関ベース）は前年同月比12.4%増（前月：同0.4%増）と上昇した。

フィリピンの20年3月の輸出額（ドル建て、通関ベース）は前年同月比24.9%減（前月：同2.8%増）と急減した。

労働力調査（基本集計）

2020年(令和2年)3月分

総務省 2020年4月28日公表

結果の概要

【就業者】

- 就業者数は6700万人。前年同月に比べ13万人の増加。87か月連続の増加。
- 雇用者数は6009万人。前年同月に比べ61万人の増加。87か月連続の増加。
- 正規の職員・従業員数は3506万人。
前年同月に比べ67万人の増加。6か月連続の増加。非正規の職員・従業員数は2150万人。前年同月に比べ26万人の減少。2か月ぶりの減少。
- 主な産業別就業者を前年同月と比べると、「医療、福祉」、「卸売業、小売業」などが増加、「製造業」などが減少。

【就業率】(就業者／15歳以上人口×100)

- 就業率は60.4%。
前年同月に比べ0.1ポイントの上昇。
- 15～64歳の就業率は77.5%。
前年同月に比べ0.3ポイントの上昇。

【完全失業者】

- 完全失業者数は176万人。前年同月に比べ2万人の増加。2か月連続の増加。
- 求職理由別に前年同月と比べると、「勤め先や事業の都合による離職」が4万人の増加。「自発的な離職(自己都合)」が8万人の減少。「新たに求職」が6万人の増加。

【完全失業率】(完全失業者／労働力人口×100)

- 完全失業率(季節調整値)は2.5%。
前月に比べ0.1ポイントの上昇。

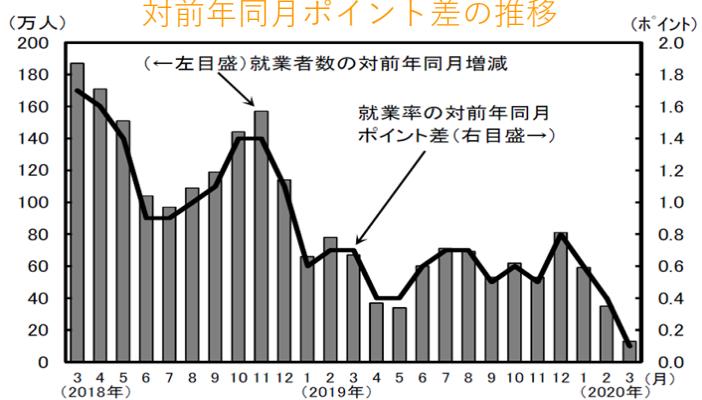
【非労働力人口】

- 非労働力人口は4198万人。前年同月に比べ20万人の減少。58か月連続の減少。

原数值	実数 (万人, %)	対前年同月増減 (万人, ポイント)			
		3月	2月	1月	12月
15歳以上人口	11084	-6	-5	-11	-8
労働力人口	6876	15	38	53	68
就業者	6700	13	35	59	81
男	3717	4	7	25	14
女	2983	9	28	35	66
自営業主・家族従業者	650	-40	-25	3	2
雇用者	6009	61	64	64	80
役員を除く雇用者	5656	40	45	37	64
正規の職員・従業員	3506	67	44	42	40
非正規の職員・従業員	2150	-26	2	-5	23
農業、林業	188	-7	-3	12	5
建設業	512	3	7	-14	6
製造業	1045	-24	-15	5	2
情報通信業	228	2	-5	16	18
運輸業、郵便業	349	12	-1	-9	-6
卸売業、小売業	1083	17	44	22	15
金融業、保険業	152	-5	-7	3	19
不動産業、物品賃貸業	135	3	8	14	4
学術研究、専門・技術サービス業	236	13	-1	8	11
宿泊業、飲食サービス業	401	-14	-6	-8	3
生活関連サービス業、娯楽業	234	3	1	1	0
教育、学習支援業	316	-11	-2	-12	1
医療、福祉	878	40	25	31	-3
サービス業(他に分類されないもの)	454	-6	2	2	5
就業率	60.4	0.1	0.4	0.6	0.8
うち15～64歳	77.5	0.3	0.5	0.7	0.9
男	83.8	0.0	0.3	0.4	0.1
女	71.1	0.6	0.7	0.9	1.7
うち20～69歳	79.0	0.7	0.9	1.0	1.2
完全失業者	176	2	3	-7	-14
「非自発的な離職	41	7	2	-3	-4
うち勤め先や事業の都合	23	4	1	-2	0
自発的な離職(自己都合)	71	-8	3	-3	-11
新たに求職	46	6	1	-3	1
非労働力人口	4198	-20	-42	-61	-77

季節調整値	実数 (%)	対前年同月増減 (ポイント)			
		3月	2月	1月	12月
完全失業率	2.5	0.1	0.0	0.2	0.0
男	2.7	0.1	0.2	0.0	0.1
女	2.2	0.0	0.0	0.2	0.0

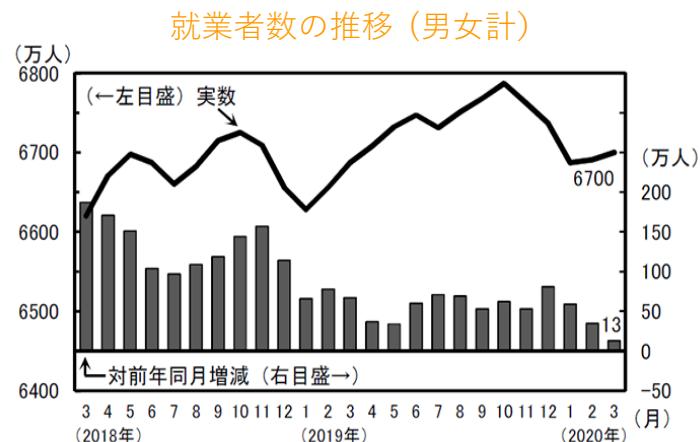
就業者数の対前年同月増減と就業率の対前年同月ポイント差の推移



I 就業者の動向

1 男女別就業者数

- 就業者数は6700万人。
前年同月に比べ13万人(0.2%)の増加。
87か月連続の増加。
男性は3717万人、4万人の増加。
女性は2983万人、9万人の増加。



2 従業上の地位別就業者数

- 自営業主・家族従業者数は650万人。
前年同月に比べ40万人(5.8%)の減少。
- 雇用者数は6009万人。前年同月に比べ
61万人(1.0%)の増加。87か月連続の増加。
男性は3285万人、29万人の増加。
女性は2724万人、32万人の増加

従業上の地位別就業者

2020年 3月	実数	対前年 同月増減
就業者	6700	13
自営業主・家族従業者	650	-40
雇用者	6009	61
男	3285	29
女	2724	32

3 雇用形態別雇用者数

- 正規の職員・従業員数は3506万人。前年同月に比べ67万人(1.9%)の増加。
6か月連続の増加。
- 非正規の職員・従業員数は2150万人。前年同月に比べ26万人(1.2%)の減少。
2か月ぶりの減少。
- 役員を除く雇用者に占める非正規の職員・従業員の割合は38.0%。
前年同月に比べ0.8ポイントの低下。

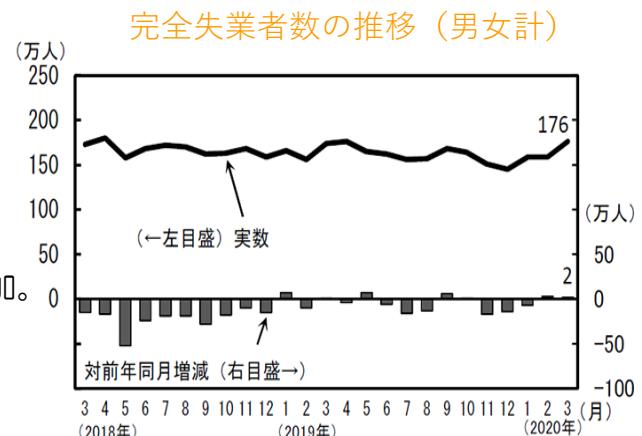
雇用形態別役員を除く雇用者

2020年 3月	男女計			男			女		
	実数	対前年 同月増減	割合	実数	対前年 同月増減	割合	実数	対前年 同月増減	割合
役員を除く雇用者	5656	40	-	3017	11	-	2640	30	-
正規の職員・従業員	3506	67	62.0	2340	8	77.6	1166	58	44.2
非正規の職員・従業員	2150	-26	38.0	676	2	22.4	1473	-29	55.8
パート	1055	-18	18.7	127	-1	4.2	928	-17	35.2
アルバイト	461	6	8.2	229	11	7.6	232	-5	8.8
労働者派遣事業所の派遣社員	144	-2	2.5	53	1	1.8	91	-3	3.4
契約社員	279	-30	4.9	140	-21	4.6	139	-9	5.3
嘱託	125	8	2.2	81	6	2.7	44	1	1.7
その他	85	8	1.5	46	5	1.5	40	4	1.5

II 完全失業者の動向

1 男女別完全失業者数

- 完全失業者数は176万人。前年同月に比べ2万人(1.1%)の増加。2か月連続の増加。
- 男性は107万人。前年同月に比べ1万人の増加。女性は69万人。前年同月に比べ1万人の増加。



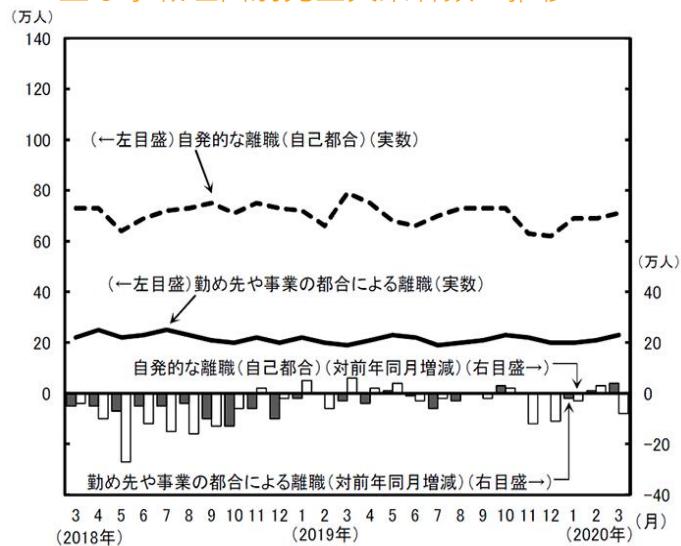
2 求職理由別完全失業者数

- 完全失業者のうち、「勤め先や事業の都合による離職」は23万人と、前年同月に比べ4万人の増加、「自発的な離職（自己都合）」は71万人と、前年同月に比べ8万人の減少、「新たに求職」は46万人と、前年同月に比べ6万人の増加。

求職理由別完全失業者

2020年 3月	男女計 (万人)	
	実数	対前年同月増減
完全失業者	176	2
仕事をやめたため求職	112	-1
非自発的な離職	41	7
定年又は雇用契約の満了による離職	17	1
勤め先や事業の都合による離職	23	4
自発的な離職（自己都合）	71	-8
新たに求職	46	6
学卒未就職	7	0
収入を得る必要が生じたから	22	6
その他	18	1

主な求職理由別完全失業者数の推移



3 年齢階級別完全失業者数

- 男性の完全失業者数は「55~64歳」と「65歳以上」の年齢階級で、前年同月に比べ増加。
- 女性の完全失業者数は「15~24歳」、「35~44歳」と「45~54歳」の年齢階級で、前年同月に比べ増加。

2020年 3月	男女計 (万人)		男 (万人)		女 (万人)	
	実数	対前年同月増減	実数	対前年同月増減	実数	対前年同月増減
総数	176	2	107	1	69	1
15~24歳	25	1	13	-1	12	2
25~34歳	42	-2	26	0	16	-2
35~44歳	33	-1	19	-2	13	1
45~54歳	35	1	19	0	16	1
55~64歳	26	1	18	3	8	-2
65歳以上	15	1	12	1	3	0
(再掲)55~59歳	13	0	9	2	4	-2
(再掲)60~64歳	13	1	9	1	4	0



中小企業・小規模事業者の資金繰り改善

新型コロナウイルス 影響下における 金融支援策

- 1.事業者への資金繰り支援方針
- 2.民間金融機関による資金繰り支援策
- 3.政府系金融機関による資金繰り支援策
- 4.金融支援策に関するQ & A



■参考文献

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」令和2年3月28日（令和2年4月16日変更）
新型コロナウイルス感染症対策本部決定
経済産業省 パンフレット「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」
令和2年4月30日12:00時点版

1

企業経営情報レポート

事業者への資金繰り支援方針

現在、新型コロナウイルスは、世界各地に広がり、各国はウイルスの封じ込め策だけでなく、経済の落ち込みを回避するための政策の検討、発動を実施しています。日本でもインバウンドの減少に加えて、国内消費が広く抑制されるなど、景気下押し効果が強まることが懸念されています。令和2年4月7日に出された新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言は、令和2年4月16日に対象地域が全都道府県に拡大され、5月にはさらなる期間延長も決定しました。

影響を最小限に食い止めるために、政府は、さまざまな支援策を打ち出しています。

■ 大型補正予算成立

4月30日、事業規模117兆円、過去最大の令和2年度補正予算が成立しました。補正予算成立を受けて、5月1日から、中小企業・小規模事業者に最大200万円の現金を届ける持続化給付金の受付がスタートしています。また、実質無利子・無担保、元本返済最大5年間据置きの融資を、地方銀行や信金、信組で受けられるようになります。また、税金や社会保険料の納付が猶予されます。安倍首相は、「本当に今、この厳しい状況の中で歯を食いしばって頑張っておられる皆様へのこうした支援を一日も早くお届けし、事業や雇用を必ずや守り抜いていきたいと考えています。」と述べています。政府は、この事業規模117兆円の補正予算をフル活用して、家計や生活を、そして事業や雇用を下支えしてこの国難とも言える困難な状況を乗り越えるために、あらゆる手段を尽くしていくと、様々な方針を示しています。

■ 雇用と生活を守るための支援策



■ 事業者への資金繰り支援方針

政府は、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業者の資金繰りに重大な支障が生じることがないよう、関係機関と連携し、政府系金融機関等に対して計4回要請を行いました。

3月6日の要請では、大臣名で事業者の資金繰りに全力を挙げて最大限のスピードで万全の対応を行うことなど、年度末の資金繰りに万全を期すよう、改めて配慮を要請します。

2

企業経営情報レポート

民間金融機関による資金繰り支援策

■ 民間金融機関による信用保証付融資

経済産業省が推進し、信用保証制度、融資制度の両面から、事業者の資金繰りを支援しています。また、資金繰りだけでなく、売上げの拡大や経営改善、ITツールの導入など、中小企業・小規模事業者の皆様が抱える様々な経営のお悩みに、全国47都道府県のよろず支援拠点において、専門家が何度でも無料で、様々な経営相談に対応しています。

民間金融機関による信用保証付融資

※保証枠とは、制度上の保証限度額のことです。

セーフティネット保証4号・5号

一般保証とは別枠(2.8億円)で保証。4号は全国47都道府県を対象地域に100%保証、5号は影響を受けている業種を対象に80%保証。

危機関連保証

セーフティネット保証とは、さらに別枠(2.8億円)で、全国・全業種※を対象に100%保証。

※一部保証対象外の業種があります。

一般保証枠 (2.8億円)

SN保証枠 (2.8億円)

危機関連保証枠 (2.8億円)

信用保証付融資における保証料・利子減免

セーフティネット保証4号・5号・危機関連保証を利用して、一定の要件で制度融資を活用した事業者の保証料を減免し、かつ実質無利子化。

■ 各保証制度の概要

(1) セーフティネット保証制度

経営の安定に支障が生じている中小企業者の資金繰りを支援するため、一般保証枠として最大2.8億円が設定されています。今回、これとは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度が設けられました。セーフティネット保証は、中小企業信用保険法に基づいて実施されており、特別な事由がある場合にのみ一定期間のみ発動する公的機関「信用保証協会」による保証制度です。現在、「経営安定関連保証」として、1号から8号まであります。

■ 経営安定関連保証 保証対象

1号：連鎖倒産防止

2号：取引先企業におけるリストラ等の事業活動の制限

3号：事故等の突発的災害

4号：自然災害等の突発的災害⇒新型コロナで支援

5号：全国的に業況の悪化している業種⇒新型コロナで支援

6号：取引金融機関の破綻

7号：金融機関の経営の合理化に伴う金融取引の調整

8号：金融機関の整理回収機構に対する貸付債権の譲渡

3

企業経営情報レポート

政府系金融機関による資金繰り支援策

■ 政府系金融機関による融資制度

政府系金融機関による融資支援は、大きく分けて3段階の支援を実施しています。



■ 各融資制度の概要

(1) 新型コロナウイルス感染症特別貸付 無利子・無担保融資

信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長5年です。

【融資対象】 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来たし、次の①または②のいずれかに該当する方

①最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方

②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合、または店舗増加や合併、業種の転換など、売上増加に直結する設備投資や雇用等の拡大を行っている企業（ベンチャー・スタートアップ企業を含む。）など、前年（前々年）同期と単純に比較できない場合等は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方

【資金の使いみち】 運転資金、設備資金

【担保】 無担保

【貸付期間】 設備 20年以内、運転 15年以内

【うち据置期間】 5年以内

【融資限度額（別枠）】 中小事業 3億円、国民事業 6,000万円

【金利】 当初3年間基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利

中小事業 1.11%→0.21%、国民事業 1.36%→0.46%

【利下げ限度額】 中小事業 1 億円、国民事業 3,000 万円

※金利は令和2年4月1日時点、貸付期間5年、信用力や担保の有無にかかわらず一律

4

企業経営情報レポート

金融支援策に関するQ & A

新型コロナウィルスの感染拡大と緊急事態宣言に基づく外出自粛の影響で、売り上げが減少し資金繰りが悪化している中小企業が増えています。

前述の通り、政府は中小企業向けの資金繰り支援制度を打ち出していますが、様々な種類があるため、どの制度を使えばいいのかわからない方も多いと思います。

そこで、Q & A形式でポイントを整理しました。

■ 資金繰り支援策について

Q | 資金繰りが苦しい中、事業継続のために取り組むべきことは何でしょうか？

A | コストを最小限に抑えて手元資金を切らさないことです。

また、猶予可能なものは手続きを行いましょう。

●資金繰り表を作成する

いつ資金がショートするのか、いつまでにいくらの融資が必要なのかを明確にします。

●支出のカットと猶予申請

人件費等カット可能なコストの抑制と、借入返済・家賃・社会保険料など、猶予できる支払いの手続き

●助成金や補助金などの制度活用

金額は融資よりは少ないですが、持続化給付金、雇用調整助成金、小学校休業等対応助成金、テレワーク導入の助成金などがあります。

Q | 困ったときに相談する窓口はどこになりますか？

A | 経済産業省では下記窓口を全国に設置しています。

■支援策全般に関するご相談窓口

- ・商工会議所、商工会連合会
- ・中小企業団体中央会
- ・中小機構 企業支援部 企業支援課
- ・よろず支援拠点
- ・経済産業局 産業部中小企業課

■資金繰り・融資に関するご相談窓口

- ・日本政策金融公庫各支店
- ・商工中金各支店
- ・信用保証協会

ジャンル：労務管理 > サブジャンル：会社と従業員の関係

従業員持株制度とは

従業員持株制度とはどのようなものか教えてください。

■従業員持株制度

従業員持株制度というのは従業員が団体（従業員持株会）をつくり、毎月の給与や賞与から一定金額をこの団体に納めて、その資金で自社の株式を買い付ける制度です。

■従業員持ち株制度の問題点

従業員持株会は毎月一定日に株式を買い付けるために証券市場において定期的な株価変動を引き起こす場合や、賞与月には大量買付けをするのにそれに見合う株式が流通していないことがあります。

そこで一定要件をもとに、会社があらかじめ自社株を取得しておいて、これを持株会に売却することが認められるようになりました。

■従業員持株制度の導入手順

次の手順で導入すると、経営権に影響なく、上手な自社株対策が実行できます。

- ①オーナー所有株式のうち、経営権に影響のない株式について配当優先株とし、無議決権株式化しておく。これによって経営権に影響することはない（無議決権株式は発行済株式数の2分の1を超えて発行することはできない）。
- ②会社の定款に株式の譲渡制限規定がない場合には譲渡制限規定を設け、自社株が勝手に従業員から第三者に譲渡されるのを防ぐ。
- ③従業員持株会の規約を整備しておく。特に従業員が退職する場合には、持株会またはその指定する者へ持株を譲渡する旨の規定と買取価格の算定方法を明記することが必要である。

■退職する従業員からいくらで買い取るか

従業員持株会で問題になるのは、退職した従業員からいくらで自社株を買い取るかということです。一般的には配当還元価額が多いように思われますが、中には額面金額のところもあります。

よく問題になるのは、取得したときは額面金額で行ったものの、買い取るときにはどうするかということです。

- (イ) 取得時が額面金額だから買い取るときは額面金額である。
- (ロ) 取得時は取得時、買い取るときはその時の時価である配当還元価額である。
- (ハ) 従来から1株500円で買い取ってきたから、過去からの慣行を貫く。

などいろいろな主張があります。重要なのは、従業員株主がいくらで納得するかです。

納得する基準を設けたなら、それを従業員持株会の規約の中で買取価格として明記しておくことが少しでもトラブルを避ける対策になります。

ジャンル：労務管理 > サブジャンル：会社と従業員の関係

労働契約の内容と意義

労働契約とは、
どのような内容と意義を持つのでしょうか。

労働者（使用人・被用者＝従業員）が使用者に対して労務（労働）を提供し、使用者はその対価として報酬（賃金）を支払うことを約することを内容とした契約を、労働契約といいます。

ここで、労働者とは職業の種類を問わず、労働基準法の適用される事業・事業所に使用される者で、賃金の支払を受ける者をいいます。

ただし、家事使用人は含まれません。

そして、この個別的な労使関係について定めた法律が労働基準法です。労働契約は、期間の定めのないものを除き、一定の事業の完了に必要な期間を定めるものの他は、原則として1年を超える期間を定めることはできません。

また、この期間を3年とする改正案が出され、近い将来にはこうした有期の労働契約の期限が伸長される見通しです。労働契約の締結により、労働者は労務を提供する義務を負い、報酬を請求する権利を有します。

一方、使用者は、労働者より労務の提供を受ける権利があり、それに対し報酬を受ける義務を負います。

また、労働者の生命・健康等を危険から保護するよう配慮する義務（安全配慮義務）を負うものとされます。

一方、労働基準法は、労働者保護を目的として、労働契約の締結時における規制や労働契約に付随する契約に関する規則を定めています。

具体的には、以下の各々についての規制が契約締結時になされています。

- ①均等待遇
- ②労働条件の明示
- ③損害賠償額の予定の禁止
- ④前借金相殺の禁止
- ⑤強制貯金の禁止

労働契約も契約である以上、売買契約等と同様に、締結に際して基本的には契約自由の原則が妥当します。

しかし、労働契約の締結については、募集・採用に関する規制、採用内定等をめぐる規制がなされています。